

「随伴車の任意保険義務付け」への対応は万全ですか？

JD共済の**組合員様**であれば、**割安**にご加入になれます！



ご存じのように、国土交通省が3月に発表した「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策」のひとつとして、10月1日から、随伴車に係る損害賠償措置（任意保険の加入）が義務付けとなります。

ここで、皆さんに質問です！

運転代行業では、「随伴車が客車に追突する事故」や「回送中の事故」が多く発生していますが、次のような事故の場合の補償はどうか、ご存知ですか？

Q.1

随伴車が客車に追突した場合、「①お客様のケガ」と「②随伴車の損傷」の補償はどうなるでしょうか？



A.1

- ①お客様のケガ → 『随伴車の任意保険』の対人保険での補償となります。
- ②随伴車の損傷 → 『随伴車の任意保険』の車両保険での補償となります。



「客車の損傷」については受託自動車共済で補償されますが、「お客様のケガ」と「随伴車の損傷」については、受託自動車共済では補償されません。

※「客車の損傷」に係る補償については、加入されている保険会社にご確認ください。

Q.2

随伴車が回送中に事故を起こした場合、「ア事故の相手」「イ他人の財物（相手車両や建築物など）」「ウ随伴車の損傷」(注)の補償はどうなるでしょうか？



A.2

ア～ウのいずれも、受託自動車共済では補償されず、『随伴車の任意保険』での補償となります。
(注)車両保険契約がある場合

そこで！

JD共済では、**組合員様限定**で、『随伴車の任意保険』を**割安**で提供できるよう、損害保険ジャパン日本興亜(株)と代理店委託契約を結び、8月から引受けを開始しました。

組合員様は、**集団扱い**として、一般契約にくらべて**約5%割安**でご加入になれますし、**ノンフリート等級は継承**されます。※ノンフリート等級とは、車の所有台数が9台以下の場合に適用される等級です。

ぜひ、この機会に切替えをご検討ください。

もし、まだ随伴車の任意保険に加入されていない場合は、早めのご加入をおすすめします。

まずは、同封資料も参考に、別紙の「随伴車の自動車保険・見積依頼書」にて、見積りをとってみてください。

■問い合わせ先

JD 共済 ジェイ・ディ共済協同組合

警察庁・国土交通省認可共済

〒939-8072 富山県富山市堀川町278

TEL 0120-21-4455 (受付時間/10:00 ~ 17:15 ただし、土・日・祝日を除く)

※携帯電話・スマートフォンからも **通話料無料**

Eメール info@jd-kyosai.com ホームページ <http://www.jd-kyosai.com>